

議案第 97 号

三田市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

三田市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 兵庫県三田市ゆりのき台一丁目

氏 名 ^み三 ^き木 ^{なお}尚 ^み美

平成 30 年 12 月 18 日提出

三田市長 森 哲 男

（提案理由）

平成 30 年 12 月 24 日付をもって、三田市教育委員会委員 虫明 清子氏の任期が満了するので、後任委員を任命する必要があるため。

（参考）

三田市教育委員会委員一覧表

氏 名	任 命 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日
中上 之仁	平成 27 年 12 月 22 日	平成 31 年 12 月 21 日
田口 文夫	平成 28 年 12 月 22 日	平成 32 年 12 月 21 日
吉田 礼子	平成 29 年 12 月 26 日	平成 33 年 12 月 25 日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（任命）

第 4 条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会

の同意を得て、任命する。

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- 4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。
- 5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の6第2項第2号及び第5項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。
(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育長及び委員は、再任されることができる。